

# 県独自の追加基準について

令和2年7月10日

## 1 県独自の追加基準について

山口県賃貸住宅供給促進計画により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅(以下、登録住宅)の登録基準が追加されました。

### 山口県賃貸住宅供給促進計画の抜粋

#### 6(4)登録住宅の登録基準の緩和・強化について

住宅確保要配慮者の登録住宅への円滑な入居を促進させるため、住宅セーフティネット法施行規則第11条に規定する規模の基準について、以下のとおり緩和します。

- ・立地適正化計画で定める居住誘導区域内においては、各戸の床面積の規模は18㎡とする

また、住宅確保要配慮者に対し安全安心な登録住宅を提供するため、住宅セーフティネット法施行規則第12条に規定する構造及び設備について、以下の事項を追加することで基準を強化します。

- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物については土砂災害対策改修工事が実施されたものに限る

## 2 追加基準の適用について

山口県賃貸住宅供給促進計画6(4)による追加基準は、令和2(2020)年7月10日(以下、施行日)以降に登録申請を受け付けたものについて適用されます。

なお、既に登録されている登録住宅については、施行日以降に増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は住戸を追加する登録事項の変更が行われる場合は、追加基準に適合させる必要があります。